

手続きチェックシート

転出

(大分市 → 他市町村)

転出届

新しい住所地にお住まいになる1カ月前から受付しています

住み始めてから14日以内に、「転出証明書（又はマイナンバーカード、住基カード）」を持参して、新しい住所地の市区町村で転入届を提出してください。

引っ越しワンストップサービス

マイナンバーカードをお持ちの方はマイナポータルから
転出届をオンラインで提出できます。



《届出に必要なもの》

- ・窓口に來られた方が、ご本人であると確認できる書類（右記参照）
- ・国外に転出される方でお持ちの方は「マイナンバーカード」
- ・委任状（同一世帯以外の方が届出をする場合）

関連する手続きは
下記にあります

必要書類がそろわない手続きは、
後日あらためて来庁いただく場合があります。

他市町村に引越しされる方へ

本庁舎1階
市民課5番窓口

各支所で届出される方は最寄りの支所
にお越しください



大分市 公式
LINE
友だち募集中！



イベント情報など、
暮らしに役立つ情報
をお届けしています。
ぜひ、友だち追加を
お願いします。

忘れずにお持ちください

本人確認書類

市役所で手続きの際は本人確認を行います。
本人確認書類の提示をお願いします。

1点で
本人確認
できるもの

＜官公署が発行した顔写真付きで、ご本人
が確認できるもの。免許証、許可証など＞



運転免許証

マイナンバーカード

その他、

- ・パスポート ・障害者手帳
- ・官公署発行の顔写真付きの免許証、許可証など

2点で
本人確認
できるもの

- ・健康保険証又は資格確認書
- ・介護保険証・年金手帳・年金証書
- ・顔写真付きの社員証、学生証など

代理人の方が手続きするときは

- ① 代理人として来られた方について本人確認をします。
- ② 手続きができるかどうか、手続きの対象となる方との
関係などを委任状により確認させていただきます。
- ③ 番号制度の対象手続きの場合は、手続きの対象となる
方のマイナンバー（個人番号）をご提示いただきます。

転出

に関連する主な手続き

税・社会保障関係の手続きでは、マイナンバーカード等の提示が必要となります。

当てはまる手続きをご自身でご確認してください。



⇒オンライン申請可

【★】マークのある手続きは、市民行政センター、
市民センター、支所内の各窓口で受付できます
【◇】マークのある手続きは、一部、受付が
できない施設があります

下記に当てはまる方は世帯にいますか？		手続き	該当 ✓	必要なもの	受付場所・窓口			受付済 ✓
住所	マイナンバーカード又は住民基本台帳カードのいずれかを お持ちの方	（国内）転出先で住所変更が必要です （国外）カードの継続利用手続き ※転出予定日の前日までに手続きが必要 ※外国籍の方はカードの返納		（お持ちの方） ・マイナンバーカード ・住民基本台帳カード	転出先の市区町村			
	申請したマイナンバーカードを受け取っていない方	（カードができていない場合） 転出先で再申請が必要です （カードができていない場合） カードを受け取り後、特例転出手続き		（お持ちの方） ・マイナンバーカード	本庁舎1階 4番窓口	市民課	★	
	印鑑登録をしている方	（カードができていない場合） 転出先で再申請が必要です （カードができていない場合） カードを受け取り後、特例転出手続き		転出先の市区町村にご相談ください	転出先の市区町村			
	海外へ出国する方	（カードができていない場合） 転出先で再申請が必要です （カードができていない場合） カードを受け取り後、特例転出手続き		・交付通知書（ハガキ） ・本人確認書類	交付通知書（ハガキ）に記載された 受取場所		★	
国民健康保険	印鑑登録をしている方	転出予定日で自動的に登録廃止になります ※転出先の市町村で再登録ができます		転出先の市区町村にご相談ください	転出先の市区町村			
	海外へ出国する方	※1年以内の短期国外転出の場合、転出届は不要			本庁舎1階 5番窓口	市民課	★	
	国民健康保険に加入している方							
	→69歳までの方	・国民健康保険の脱退 ・保険証、資格確認書の返却		国民健康保険証、資格確認書				★
年金	→70歳から74歳までの方	・国民健康保険の脱退 ・保険証、資格確認書の返却		国民健康保険証兼高齢受給者証、 資格確認書	本庁舎1階 9番窓口	国保年金課	★	
	→修学のために転出する方	転出先で、引き続き、大分市の国民健康保険を使う 手続き		在学証明書				★
	→住所地特例に該当する施設に転出する方							★
	→世帯に、後期高齢者医療制度の加入者がいる方	・特定同一世帯所属者証明書の受取 ・旧被扶養者異動連絡票の受取			※転出先へ提出してください			
国民年金	75歳以上の方、又は 65歳以上で後期高齢者医療制度に加入している方	後期高齢者医療保険証、資格確認書の返却		後期高齢者医療保険証、資格確認書	本庁舎1階 9番窓口	国保年金課	★	
	→大分県外へ転出する方	負担区分等証明書の受取 （郵送の場合有）			※転出先へ提出してください			
	各種認定証をお持ちの方	各種認定証の返却		・限度額適用認定証 ・限度額適用・標準負担額減額認定証 ・特定疾病療養受療証 など	本庁舎1階 9番窓口	国保年金課	★	
	国民年金を受給している方で、日本年金機構からの郵便物が 通称住所宛てに送付されている方	住所変更届 ※必要な場合があります			※転出先の年金事務所へ お問い合わせください			
年金	資格喪失 国民年金の任意加入 ※希望者のみ			・本人確認書類 ・基礎年金番号、又はマイナンバーを 確認できる書類				★
	住所変更届 ※年金受給者の方			※受付は年金機構であり、国民年金室・ 各支所では案内のみ	本庁舎1階 10番窓口 国民年金室	日本年金機構 大分年金事務所 097-552-1211	—	
	脱退一時金の請求 ※外国籍の方 ※希望者のみ			※受付は年金機構であり、国民年金室・ 各支所では案内のみ				—

※各種保険証・受給者証等を転出日まで使う予定のある方は、転出後に郵送で返却いただくことも可能です

転出

に関連する主な手続き

税・社会保障関係の手続きでは、マイナンバーカード等の提示が必要となります。

当てはまる手続きをご自身でご確認してください。



⇒オンライン申請可

【★】マークのある手続きは、市民行政センター、市民センター、支所内の各窓口で受付できます
【◇】マークのある手続きは、一部、受付ができない施設があります

下記に当てはまる方は世帯にいますか？	手続き	該当	必要なもの	受付場所・窓口	受付済
		✓			✓

長 寿 ・ 障 が い	大分市長寿応援バス乗車証をお持ちの方	大分市長寿応援バス乗車証の返却		大分市長寿応援バス乗車証	本庁舎1階 14番窓口	長寿福祉課	★	
	65歳以上の方	介護保険証の返却		介護保険証			★	
	→住所地特例に該当する施設に転出する方	※転出先でも大分市の介護保険証をそのまま使ってください					★	
	要介護認定を受けていた方	※転出先の市町村で手続きしてください		介護保険証			—	
	重度心身障がい者の医療費受給資格を持っている方	受給者資格変更届		重度心身障害者医療費受給者証（交付されている方）	本庁舎1階 15番窓口	障害福祉課	★	
	タクシー券を交付されている方	タクシー利用券の返還		タクシー券			★	
	障害福祉サービス受給者証を交付されている方	受給者証の返還		受給者証			—	
	児童通所受給者証を交付されている方	受給者証の返還		受給者証			—	

こ

小学生・中学生のお子さまがいる方	転校手続き ※引き続き大分市の学校に通う場合は、児童生徒支援課で手続きが必要です		※学校から、「在学証明書」「教科用図書給与証明書」を受領し、転出先へ提出してください ※引き続き大分市の学校に通う場合は転出先の住民票（世帯全員が記載されたもの）が必要です	これまで通っていた学校	第2庁舎6階 児童生徒支援課	—	
児童手当を受給している方 （0歳～高校生年代（18歳の誕生日後の最初の3月31日まで））	児童手当資格消滅届 ※受給者が公務員の場合は、勤務先にお問い合わせください ※大分市の転出予定日の翌日から15日以内に転入先で必ず申請手続きを行ってください		窓口に来る方の顔写真付き本人確認書類 ※転出先での申請遅れに注意してください	別館3階	子育て支援課	★	
子ども医療費受給者証をお持ちの方 （0歳～高校生年代（18歳の誕生日後の最初の3月31日まで））	子ども医療費助成受給資格証の回収、又は有効期限の修正 ※窓口に来ることが難しい場合は、お問合せください		子ども医療費受給者証			★	

ど

おおいた子育てはっとクーポンをお持ちの方	大分市を転出する前日まで使用できます 転出先が大大分県内であれば、クーポンを持参のうえ、転入する市町村で引換交付の手続きをしてください 県外の市町村ではクーポンの使用はできません		ただし、県内に再度転入する場合は、クーポンが必要となる場合がありますので、紛失しないようにご注意ください	（転出先が大大分県内の場合） 転出先の市町村			
妊娠中の方	大分市の妊産婦健康診査受診票は使えなくなりますので、転出先で手続きしてください			転出先の市町村			

も

保育施設等に入園、又は入所申込しているお子さんがいる方	退所（園）手続き、申込取下げ手続き			別館3階	子ども入園課	★	
児童扶養手当の認定を受けている方	児童扶養手当の住所変更		※受付窓口でご相談ください		子育て支援課	★	
ひとり親家庭等医療費助成の認定を受けている方	ひとり親家庭等医療費助成の資格変更届又は喪失届		ひとり親家庭等医療証			★	
特別児童扶養手当を受給していた方	特別児童扶養手当の住所変更		※受付窓口でご相談ください	本庁舎1階 15番窓口	障害福祉課	★	
重度心身障がい者の医療費受給資格を持っている方	重度心身障害者医療費助成の受給者資格変更届		重度心身障害者医療費受給者証			★	
上記の各種制度を転出先で申請する方	所得課税証明書の取得 ※転出先の市町村で各種手続きの際、「所得課税証明書」が必要な場合があります 転出先の自治体に確認の上、必要に応じて取得してください		本人確認書類	本庁舎1階 1番窓口	税制課	★	

税 ・ 料 金	上下水道の使用を止める方	使用中止届 ☎お電話又はインターネットでも手続きできます		水道使用中止届	上下水道局 料金センター 097-538-2416	★	
	125cc以下の原付バイク、小型特殊自動車を所有している方	廃車申告（軽自動車税（種別割）） 		・ナンバープレート ・車両情報（車名・型式・車台番号・排気量等） ・本人確認書類	本庁舎1階 7番窓口		
	軽自動車（三輪・四輪）を所有している方	※軽自動車協会でご相談ください			第2庁舎3階	税制課	★
	125ccを超えるバイクを所有している方	※大分運輸支局でご相談ください			全国軽自動車協会連合会大分事務所 097-524-0222		
	大分市に、土地や家屋をお持ちの方	納税管理人のご相談			九州運輸局大分運輸支局 050-5540-2087		
	海外に転出される方	納税管理人のご相談			第2庁舎3階	資産税課	—
	市税（国保税を除く）の納付に関するお問い合わせ					市民税課	—
						納税課	—

そ の 他	犬を飼っている方	犬の登録事項変更届		登録（鑑札）番号が分かるもの ※詳しくは転出先市町村にお問い合わせください	転出先の市町村		
	市営住宅を退去する方	市営住宅の退去手続き		※お客様の状況により手続き場所が異なります まずはお電話でご確認ください	本庁舎6階 住宅課 大分県住宅供給公社 市営住宅管理センター：097-533-1674 （株）大興産 第2大分市営住宅管理センター：097-536-2555	—	
	大型・粗大ごみの処分が必要な方	有料収集の申込み		※事前の予約が必要です	東部清掃事業所 097-523-0322 西部清掃事業所 097-541-5473 佐賀関支所 097-575-1122	—	

転 出 Q & A	新しい住所に住み始めてから、１４日以上経過してしまった	→転出証明書は有効ですので、早急にお届け ください		→特例転出(マイナンバーカードをお持ちの方) の場合、転入手続きができない場合が あります 電話(097-537-7298)でご相談ください	本庁舎１階 ５番窓口	市民課	★	
	転出届をした住所とは、違うところに住むことになった	→転出証明書はそのままでも有効です 実際に住み始めた市区町村にお届けください						
	転出届をした後に、引越しが取り止めになった	→転出届を提出した窓口で取消の手続きが必要です		国外への転出取り止めの時は 全員分のパスポートが必要です	本庁舎１階 ５番窓口	市民課	★	
	転出証明書、マイナンバーカードを紛失した	→転出証明書の再発行が必要です		本人確認書類			★	

2025.7.31現在



大分市

〒870-8504
大分市荷揚町2番31号

開庁時間 あさ8時30分 ~ 夕方5時15分
（土曜・日曜・休日、年末年始[12/29~1/3]の開庁日はお休みです）

本庁舎（1階中心）・別館（3階）の
窓口業務を夕方6時まで延長



097-534-6111（代表）



WEB



市民行政センター（鶴崎・植田）、市民センター（大南・大在・坂ノ市・佐賀関・野津原）、明野支所の
開庁時間も同様です。各施設の場所や連絡先、施設内容は、右の二次元コードよりご確認ください。



大分市公式ウェブサイト <https://www.city.oita.oita.jp/>